

# 企業年金ニュース 第47号

平成19年8月

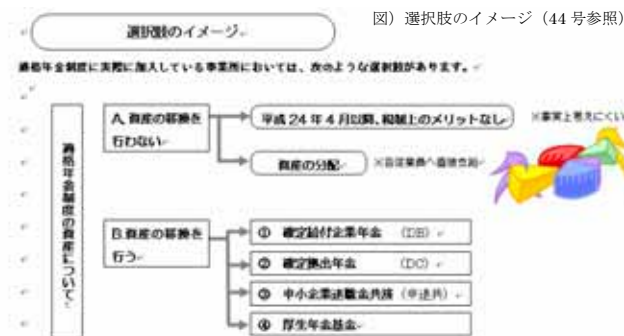
平成23年度をもって廃止される 適格年金制度 に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声がいろいろと聞こえてきます。そこで企業年金ニュースでは19年3月号から数回にわたって、適格年金に関する特集を行っておりますので、今後のご対応の参考にしてください。

## 適格年金の資産移換が可能な制度 ～各制度の概要～

適格年金の廃止に伴い、適格年金を利用している企業は、2012年（平成24年）3月末までに、新しい制度に移行することが求められています。期間内に適格年金の資産を①確定給付企業年金、②確定拠出年金、③中小企業退職金共済、④厚生年金基金 の4つに移行する場合には、適格年金の資産への課税はありません。

45号から、実質選択肢になるであろう①～③の3つの制度に絞って順番にご説明していますので参照してください。  
(45号…①確定給付企業年金 (DB)、46号…②確定拠出年金 (DC))



### ③ 中小企業退職金共済 (中退共)

中退共は、中小企業が退職金を準備できるように、1959年（昭和34）に設けられた中小企業の従業員の福祉増進を図るための退職金積立制度です。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部（以下、「中退共本部」とも表記します）が運営しています。中退共に新規加入する場合には適格年金の資産を持込むことができますが、すでに加入している場合には適格年金の資産を持込むことができません。



#### ◆ 中退共制度に加入できる企業

業種ごとに定められた常用従業員数または資本金(出資金)のいずれかの基準を満たしていれば、加入対象となります。下表の基準を超えた場合には、契約解除となりますが、確定給付企業年金や特定退職金共済に引き継ぐことも可能です。

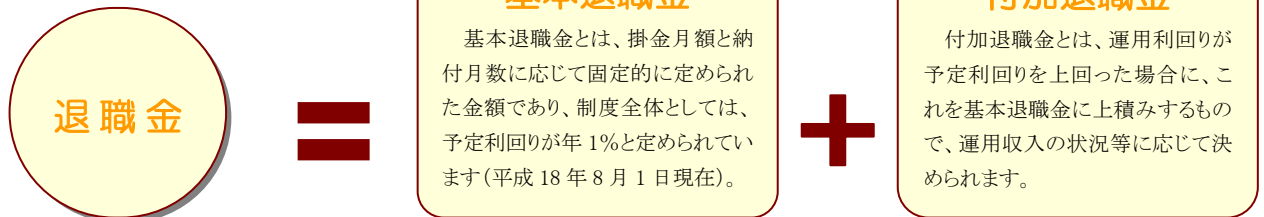
業種	常用従業員数	資本金・出資金
一般業種（製造業、建設業等）	300人以下	3億円以下

#### a. 掛金の拠出

事業主は、加入させる従業員ごとに掛金を毎月拠出(事業主負担)します。法人の場合はその全額が損金に、個人事業所の場合は必要経費に算入できます。正社員の場合掛金は月額で5,000円から30,000円までの16段階あり、随時増額や一定の条件のもとでの減額も可能です。掛金額を設定する場合、中退共の金利の変動により受取額が大幅に変わってしまい、実際に支給する金額が変動してしまうため(実際の退職金額と比べてあふれてしまう、予想以上にたまらないなど)、常に掛金額と給付額の関係に注意をしなければなりません。

## b. 退職金の給付

退職金は、「基本退職金」と「付加退職金」を合算した金額になり、中退共本部から従業員名義の口座に直接振り込まれます。その際に、退職金を全額一時金で支給する場合は退職所得として、分割(年金)払いの場合は公的年金等控除の対象となる雑所得として取り扱われます。



※ 掛金納付月数が「1 年未満の場合」は、支給されません。

「1 年以上 2 年未満の場合」は、基本退職金に対して掛金相当額を下回ります。「2 年から 3 年 6 ヶ月」では掛金相当額となります。「3 年 7 ヶ月から」は、掛金相当額を上回る額となります。

## C. まとめ(メリット・デメリット)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 掛金は全額損金算入できる(掛金は月額 5 千円～3 万円)</li> <li>◆ 運用悪化に伴う追加拠出や元本割れがない</li> <li>◆ 公的な制度なので安心感がある</li> <li>◆ 事務手数料がかからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 1 年未満で社員が退職した場合、掛け捨てになる(加入後 2 年未満での給付金額は掛金納付額を下回る)</li> <li>◆ 制度移行または脱退(解約)することが困難(※1)</li> <li>◆ 制度上の不足金が 約 855 億円ある。</li> <li>◆ 利回りが法令の改正により変更されてしまう</li> <li>◆ 加入できる企業に制限がある</li> <li>◆ 制度が一律で自由度に欠けるので、中退共だけで退職金の総額を担うのは困難</li> <li>◆ 懲戒解雇で減額支給した場合、減額分は会社に戻らない</li> <li>◆ 給付額が一定のため、自己都合による減額支給ができない</li> </ul>

※ 1. 中退共を解約する場合は、『①掛金を払わない期間が一定期間以上に及んだ場合』や、『②中小企業でなくなった場合』等しか認められていない(①の場合は、従業員に分配されます、②の場合は他制度への移行もしくは従業員に分配されます)。

※ 2. 掛金を減額する場合は、従業員の同意が必要。

次月号のテーマは、『適格年金資産の移行方法や留意点等について』です。

これまで紹介した各制度への移行についても触れていく予定ですので、ご期待ください。

### アイ企業年金基金の『理事会・代議員会』が開催されました

去る平成 19 年 7 月 26 日、愛鉄連厚生年金基金会館にて理事会および代議員会が開催され、無事滞りなく終了し、事業実施結果並びに決算、および規約変更等が議決されました。



先日高山に出かけてきました。私は本当に食べるのが大好きで、おいしいものには目がありません。観光地に出かけると、その場所の名物や、おいしいといわれているものを食べ歩いています。

今回ご紹介するのは、高山の陣屋の近くにある『飛騨牛のにぎり』のお店です(本町通商店街の中にあります)。注文してからバーナーでお肉の表面をあぶり、こだわりの塩で食べるこの握りは本当におすすめです(青のり入りのおせんべいがお皿代わりにごみもでません)。2 貫 500 円で、おいしい飛騨牛が堪能できますので近くに寄られた際は是非召し上がってみてください。



みなさんもおすすめのお店等あれば、ぜひ教えてください。(里)



### アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18  
愛鉄連厚生年金基金会館 7 階

TEL・FAX: 052-481-5608

E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp

窓口開設時間: 平日(祝日を除く)9 時～17 時

※企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】